

令和7年度 ともしび保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人ともしび福祉会
所 在 地	大阪市東淀川区東中島5丁目19番3号
電 話 番 号	06-6326-7482
代表者氏名	理事長 小西 敏江

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	ともしび保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市東淀川区東中島6丁目6番8号
連 絡 先	電話番号 06-6325-1851 FAX 06-6325-1856
管 理 者	園長 千松 亜紀子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 15人 1歳児 26人 2歳児 26人 3歳児 30人 4歳児 30人 5歳児 30人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 75人 満1歳以上満3歳未満の児童 65人 満1歳未満の児童 15人
開 設 年 月 日	昭和56年4月1日
事 業 所 番 号	2710051003475
ホームページ	http://www.tomoshibifukushikai.jp

3 施設の目的・運営方針

ともしび保育園は保育を必要とする子どもの生涯における人格形成の基礎を培う重要な時期であるとの認識のもと、以下の保育理念、保育方針に基づいて保育を提供してまいります。

【保育理念】

「明日の幸せ この子がつくる」

心豊かな「人」になるようにあたたかい保育を提供します

【保育方針】

「よくあそび よくねむり よくたべるこどもをそだてる」

「こころもからだものびのびとしたあかるいこどもをそだてる」

健康な身体を作り、正しい生活習慣の自立と感性豊かなこどもに育てます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1670.72 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 合金メッキ鋼板ぶき 3 階建
	延べ面積	1315.39 m ²
園 庭		地上園庭 495.27 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	2 室	ひよこ組(満0歳児クラス) あひる組(満1歳児クラス)
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	りす組(満2歳児クラス) うさぎ組(満3歳児クラス) きりん組(満4歳児クラス) ぞう組(満5歳児クラス) 各1室
遊戯室(ホール)	1 室	
調理室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 30 年 3 月 31 日 改訂）に基づき、以下の保育の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別保育

ア 体育指導（対象 3 歳児～5 歳児）

（株）ウエルネス

イ 英会話（対象 3 歳～5 歳児）

セイハネットワーク（株）

ウ キッズダンス（対象 3 歳～5 歳児）

（株）セイハ ダンスアカデミー

エ お茶指導（対象 5 歳児）

飯田 有里子先生

6 職員の職種、職員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 7年4月1日現在

職 種	職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の保育等をつかさどる	26	23	3	
保育補助	園児の保育等をつかさどる	3		3	
看護師	園児の健康管理	1	1		
調理員	自園調理（業務委託）	5	1	4	
栄養士	業務委託（献立作成、食育）	1	1		
事務員	事務職	1	1		
用務員	用務職	3		3	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
看護師	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
事務職員	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月4日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、8時から19時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、8時から8時30分までまたは16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、別途、延長保育料が必要となります) ※詳細は26. 時間外保育に係る利用者負担金に記載

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理 (調理業務は一富士フードサービス(株)が行います。)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時40分頃	15時頃	
5歳児		11時50分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 授乳の必要なお子さまには、当園では明治 ほほえみの提供になります。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※食物アレルギーの種類、状況によっては対応が出来ない場合がございます。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担 (保育料) ※3・4・5歳児無償化
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、銀行引落としさせていただきます。

11 特別支援保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもと共に育ち合うことを基本的な考え方としてインクルーシブ保育の特別支援保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が園の重要事項説明等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が子ども・子育て支援法の規定により、支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内 科【内科健診】

医療機関の名称	淀川キリスト教病院
医院長名又は医師名	院長 藤原 寛
所 在 地	大阪市東淀川区柴島 1-7-50
電 話 番 号	06-6322-2250 (代表)

(2) 歯 科【歯科健診】

医療機関の名称	医療法人 同仁会 歯科クリニック
医院長名又は医師名	理事長 中 原 誠 哉
所 在 地	大阪市淀川区東三国 2-24-11
電 話 番 号	06-6394-0288

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘 導 灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・スプリンクラー	有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有		

避難・消火訓練	消火避難訓練は、毎月1回実施。(消防署立ち会い年2回) 地震・津波・洪水、不審者対応訓練は年1～2回実施。
---------	--

◎最終避難場所

＜地震の場合＞

ともしび保育園園庭

＜洪水・津波の場合＞

ともしび保育園3階（屋上）または 特別養護老人ホーム ともしび5階

＜保育園が火災の時、もしくは近隣が火災で園内にいるのが危険な場合＞

特別養護老人ホーム ともしび

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 定期的に職員に対して人権チェックリストを用いた虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決制度	苦情受付担当者：主任 福井 千恵 苦情解決責任者：園長 千松 亜紀子	
第三者委員	近藤 遼	電話番号 06-6761-1171
		大阪市私立保育園連盟会長

※ 苦情解決の実績等は当法人のホームページに掲載しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払い義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険金額	365円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	9人	13人	14人
1歳児	24人	24人	26人
2歳児	24人	25人	24人
3歳児	26人	27人	25人
4歳児	23人	26人	28人
5歳児	22人	23人	25人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和 5 年度受審	概ね良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ね良好

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨(適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

24 台風・地震・洪水等、災害時について

《 台風・大雨 》

大阪市に「暴風警報」、「特別警報」の警報が発令された場合は、登降園時の安全確保の為、休園となります。

※「大雨警報」のみが発令された場合でも、危険を感じる程の豪雨の際には休園措置をとる場合があります

＜解除された場合＞

午前 7 時 30 分までに解除 → 通常保育

午前 9 時 00 分までに解除 → 解除後、通常保育【給食あり】

午前 9 時 00 分以降に解除 → 解除後、お弁当持参で保育はあります

午後 12 時 00 分以降に解除 → 休 園

※但し、災害救助法が発令された場合や道路の破損や家屋・樹木の倒壊などで危険な場合は、登園を見合わせてください。

◎保育中、大阪市下に「暴風警報」、「特別警報」が発令された場合は、速やかにお子様を迎えに来てください。

(朝、警報の発令が予測される際には、休園措置をとる場合があります。)

《 地 震 》

震度 5 弱以上が発生した場合

登園前 → 臨時休園

保育中 → 保育中止(園舎が倒壊等、待機できない場合は避難場所に避難。そこで保護者に引き渡しとなります)

◎緊急時の対応は一斉メールの配信でお知らせします。

ご不明な点は保育園へお問い合わせください。

【固定電話】 06-6325-1851

【IP 電話】 050-1722-1316 (非常時 固定電話がつかない場合)

25 IC カードについて

保育時間管理の為、登降園時に玄関(門)設置の機器にタッチしてください。
家庭ごとに管理しますので、兄弟姉妹は原則として一緒に登降園してください。

*IC カードにはチップとコイルが内蔵されています。

デリケートなものですので折り曲げたり乱暴に扱わず、必ず大人の方のみのお取り扱いをお願いします。

＜IC カードの紛失・破損の場合＞

- ・防犯上、速やかに事務所に申し出ていただきますようお願い致します。
- ・紛失・破損届に必要な事項を記入・捺印の上、事務所まで提出して下さい。

再発行 …1 枚 1,000 円 (次月引落としとなります)

26 時間外保育に係る利用者負担について

- ① 保育標準時間認定 (8:00～19:00) の方で、保育必要時間以降の時間外保育料
30 分毎 1 回/200 円 (1 分を過ぎたら)
- ② 保育短時間認定 (8:30～16:30) の方で、保育必要時間以降の時間外保育料
30 分毎 1 回/200 円 (1 分を過ぎたら)
- ③ ①②すべての方で、19:00 を過ぎた場合の延長保育料
10 分毎 1 回/300 円 (1 分を過ぎたら)
(但し、土曜日は 18:00 以降)

*延長保育料は月末締めで翌月 5 日に請求書をお渡しし、諸雑費と一緒に
翌月 15 日 (振替日が土日祝の場合はその翌日が振替日となります)
に銀行の口座から振替させていただきます。

27 意見書・登園届について

保育園では感染症に罹患した子どもの体調ができるだけ速やかに回復するように迅速かつ適切に対応するとともに、乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育園内で周囲への感染拡大を防止する観点から、学校保健安全法施行規則に規定する出席停止の期間に準じて対応しています。

罹患の種類に応じて『意見書 (医師が記入)』または『登園届 (保護者が記入)』を保護者から保育園に提出するという取り扱いをお願いします。

※罹患の種類につきましては最終ページに添付の「意見書 (医師が記入)」「登園届 (保護者が記入)」「感染症の登園基準」をご確認ください。